

国会の仕組み②

国会の種類

常会(通常国会)……毎年一回一月中に召集される。会期は150日間

臨時会(臨時国会)……内閣が必要と認めた時、またはいずれかの議員の4分の1以上の要求があった時

特別会(特別国会)……衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集される。内閣総理大臣の指名が行われる

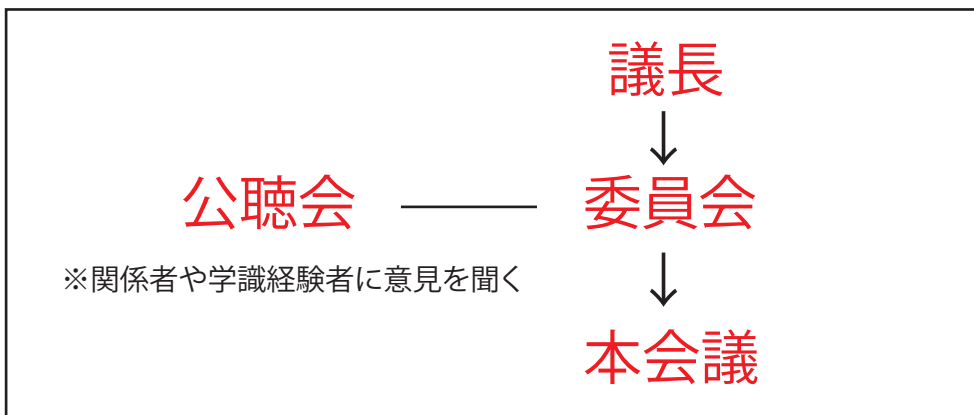
参議院の緊急集会……衆議院の解散中に緊急の必要がある時内閣が召集をきめる

法律ができるまで

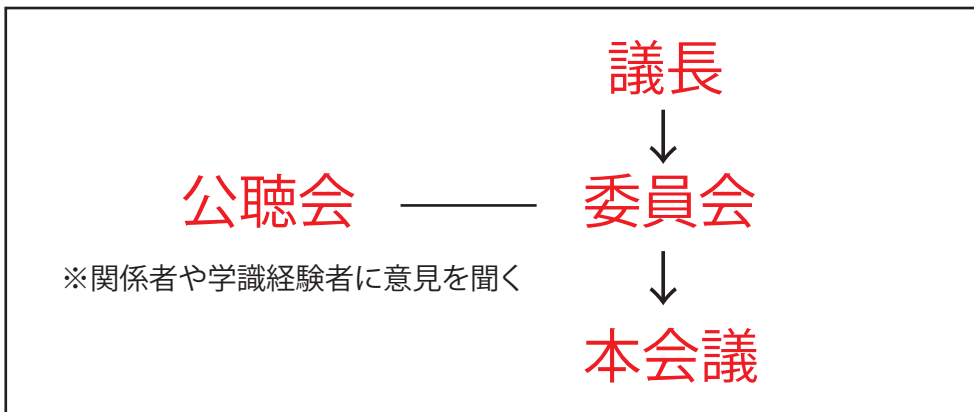
法案



衆議院
もしくは
参議院



衆議院
もしくは
参議院



内閣 → 天皇が公布